

私人への徴収又は収納の委託について

○提案のポイント

債権回収管理会社に貸付金及び違約金の回収を一括で委託できるよう、地方公共団体から私人に徴収等の事務を委託することができる歳入に「違約金」を加えること。

○関係規定

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）

（私人の公金取扱いの制限）

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせるはならない。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（歳入の徴収又は収納の委託）

第五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
 - 二 手数料
 - 三 賃貸料
 - 四 物品売払代金
 - 五 寄附金
 - 六 貸付金の元利償還金
- 2～4 （略）

○提案に対する考え方

- ・ 「違約金」を追加する改正を検討する場合、貸付金の元利償還金以外の歳入に係る違約金、延滞金、損害賠償金などの徴収等を私人へ委託することについての取扱いも併せて整理する必要がある。
- ・ また、違約金等を私人に委託する範囲につき、「徴収」とすべきか、若しくは、「収納」とすべきかも整理する必要がある。
- ・ 提案状況を十分に踏まえ、上記の観点から検討を加え、必要な見直しを行っていくこととしたい。

(参考) 私人への徴収又は収納の委託できる歳入とできない歳入の例

委託できる歳入の例		委託できない歳入の例
根拠法	歳入費目	
	使用料【徴収・収納】 手数料【徴収・収納】 賃貸料【徴収・収納】	・分担金 ・負担金
地方自治法施行令	物品売払代金【徴収・収納】 寄附金【徴収・収納】	・物品以外の財産売払収入 ・過料
	貸付金の元利償還金【徴収・収納】 地方税【収納】	・延滞金
	地方公営企業法 国民健康保険法	・違約金、損害賠償金 等
児童福祉法	地方公営企業の利用料金【徴収・収納】 国民健康保険の保険料【徴収】	
	介護保険法	
高齢者の医療の確保に関する法律	保育所における保育費用【収納】 介護保険の保険料【収納】	
	後期高齢者医療に係る保険料【徴収】	
道路交通法	車両の放置違反金【収納】	